



# 会員企業サポート室だより

会員企業サポート室長 濱田 哲一

## 第2回広州市政府と日本企業の投資・ ビジネス環境に関する交流会の議事概要詳細

9月5日に開催された在広州日本国総領事館、ジェトロ広州、広州日本商工会の三位一体での広州市政府との意見交換会については10月号で概要を紹介しましたが、会議後の広州市政府からの日本側質問に対する書面での回答を踏まえた詳細議事概要を、在広州日本国総領事館にて作成いただきましたので、以下のとおり紹介します。

本内容は以下、在広州日本国総領事館のウェブサイトで閲覧できます。

<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/Kigyoshien/doc/20140905.html>

### (1) 治安

問：当地で生活する日本人の安全確保について広州市当局が重視していることを総領事館としては高く評価している。当地報道によれば、最近、当地では治安に関する事件がいくつか発生しており、引き続き、安全確保をしっかりとお願いしたいとともに、市当局からの積極的な情報発信をお願いしたい。公共の場で市民が安心して暮らせるようにするための広州市の具体的対応策があればご紹介いただきたい。また、企業において、ストライキ類似の行為、明らかな違法行為、サボタージュによる操業停止などの重大な労働争議が発生したとき、公安部門を含む政府の各部門が積極的に解決に向け行動し、企業の合法的な経営秩序を擁護することを希望する。

答：（市公安局）具体的対応策について、①社会治安に関する会議を定期的に関係部局と情報交換をする。②重要な場所と人の多い場所にパトロール隊を組む。③駅、港、地下鉄の出入口、広場、観光地などの人の多い場所と主要の道路に監視カメラを取り付ける。④重要な道路に検査の拠点を設ける。⑤公安局の公式サイトやブログなどを通じて、積極的な情報発信をするなどの取り組みを実施している。また、企業に重大な労働争議が発生したとき、積極的にトラブル解決に立会い、必要に応じて、警察が現場で秩序を維持している。

### (2) 自由貿易区

問：広州市の2014年の政府活動報告において、自由貿易園區の申請について記載されており、その動向に高い関心を有している。現在上海で進められている自由貿易試験区の取組はグローバル企業を中心に大きな利点を生む可能性があるとして理解している。そこで、広州市における自由貿易園區の設置に向けた現状、特に外資系企業に対する優遇政策の検討状況、更に上海自由貿易区との違いがあればその点について伺いたい。

答：（市外経貿局）以下の質問に回答する。

2013年に広東省政府は自由貿易園區について国務院に提出した。しかし、現在、国務院は上海自由貿易試験区の成果を確認中のため、審査を停止している状況にある。主な優遇措置としては、金融と貿易の利便化、企業登録におけるワンストップサービスの提供、行政手続きの簡素化、高効率の物流システムの構築などを検討している。また、南沙地区に外貨決済試験区の設置や外国独資の病院設立なども行う予定である。上海自由貿易区の制度で有効な制度についても今後積極的に導入していきたい。国が発表した「南沙新区発展計画」によると、新区を発展させるにあたり広東・香港・マカオの連携が強調されている。また「21世紀海のシルクロード」を達成するための重要な役割も担っている。

### (3) 環境ビジネス支援

問：2015年1月より環境保護法が改正されるにあたって、従来以上に環境問題を意識したアクションが必要になると思われるが、広州市として、環境ビジネスへの支援策、環境配慮型商品（例；ハイブリッドカー）の拡大促進等、ご検討されている施策があれば伺いたい。また、当地政府は昨年より廃棄物（固体・液体）の排出制限を厳しくしており、最近、中華人民共和国環境部2009年52号文に基づき、企業からの排水合格基準を厳格化する情報を出すとともに、13年1月以来、固体廃棄物の処理枠制限や、実際のオペレーションに対する監督・指導活動なども大変厳しくなっている。そこで、広州において汚水の排出基準のさらなる厳格化はここ1～2年に予定されているか。企業での処理能力向上には、巨額の投資が必要であり、1年以上の準備期間が必要であるため、改定の場合は時間的猶予を是非考慮いただきたい。

答：（市環保局、市發改委）広州市は近日、「広州市省エネ環境保護發展計画」と関連政策を公布する予定。これからの3年間、エコカーの1万台普及を目指しており、省エネ率が20%以上の中小型自動車の購入者に1台あたり1万元の補助金を出す予定（日系メーカーとしてはトヨタのカムリが対象に含まれている）。更に、広東省と広州市ではエコカーとハイブリッドカーに対して新たな補助金を出す予定であり、充電インフラを積極的に設置していくとともに、プラグインハイブリッドバスに対しては広東省、広州市で合計25万元の補助金、プラグインハイブリッド乗用車には合計3.5万元の補助金を出す予定である。その結果広州で生産した純電動エコカーに対しては最高12万元、充電式ハイブリッドカーに対しては最高7万元の補助金が支給されることになる。（広州市側の回答後、伊藤総領事より、広州市の環境保護に対して、総領事館としては、①環境ビジネスを通じた協力の支援、②広州市政府と日本の関係行政当局間の環境行政に対する交流強化、③環境教育分野での交流強化を通じて、広州市へ積極的に協力していきたいと発言。）

### (4) 日本人学校

問：当地に進出し、投資する日本企業にとって、日本人学校の存在は重要な基礎インフラであり、日系企業の進出や投資の意思決定に重要な役割を果たしている。ところで、広州日本人学校は、昨年度に10年ぶりとなる校舎等の賃借料の改定を行い、貸主であるCDCIC社に支払う賃借料が大幅に増加し、全世界の日本人学校の中でも最も高額な賃借料となった。また、賃借料の増加に伴う学校の財政上の問題から、今年4月から学費を値上げし、中国国内にある日本人学校の中でも最も学費の高い部類の学校となった。日本人学校の運営は、校舎賃借料及び生徒数の変動によるインパクトが大きいが、これらの変動により、今後、広州日本人学校において、運営が困難になったり、授業料が上昇し続けた場合には、日系企業の進出や投資にも影響が出かねない。昨年意見交換では、陳前副市長からも日本人学校の維持は重要な問題であるとしてご回答いただいた。そこで、日本人学校の運営に関し、広州日本人学校の理事会と広州市経貿局及び開発区政府との間の意見交換の場を設定していただきたい。

答：（広州開発区經濟發展局）日本人学校の賃借等に関する問題は省教育庁国際交流処に相談し、国際学校を所管する国家教育部や省教育部に支援策がないか確認して欲しい。

（市教育局）賃借料等の問題以外の案件については基本的には開発区政府と日本人学校理事会が話し合っ解決すべきであり、市教育局としてその会合の場を設けることは可能である。

### (5) 中小企業金融

問：日系企業は当地で多数の地元企業との取引を行っている。最近特に地場の民営中小企業の間で運転資金の借り入れに困難を生じている。過剰な流動資金コントロールによる不動産投機の抑制策は理解できるが、通常の商取引、生産活動の運転資金需要に影響がでていると感じる。健全な企業活動を促す適切な金融政策を望む。さらに産業の構造改革を推進するべく積極的にベンチャー企業に対する融資が必要であると感じる。これらを踏まえ市政府としての今後の金融政策につき伺いたい。

答：（市金融務）2012年から2014年まで、國務院、省政府と市政府から中小企業融資に関する支援政策があった。広州市側としては、主に四つの対策がある。①金融機関30社を通じて中小企業への融資を行う②初めての融資する中小企業に対して利息の一部を政府が負担する③民営企業の上場を支援する④インターネットでの中小企業の投資・融資プラットフォームと企業信用度情報サービスプラットフォームを整備する。

## (6) ロイヤリティ

問：技術ロイヤリティ料率が5%を超える契約書は登録がなかなか認められない実態にあること、一旦低い料率で登録してしまった場合、引き上げることが困難な状況をふまえ、商務部門や税務当局から納税者に対し、業種毎などで具体的且つ合理的なガイドラインを示してもらうことを要望する。

答：(市外経貿局) 基本的に市外経貿局では業界の平均利益率に基づきロイヤリティを決めており、上限は5%以内としている。もし、企業の利益率が上がっている状況ならば、ロイヤリティの引き上げは可能だが、5%以上まで引き上げる場合、外経貿局と国税局がその妥当性について確認することになる。もしロイヤリティ料率を引き上げたい企業があれば、外経貿局へ相談に来てほしい。外経貿局の窓口は技術処である。

(市国税局) 税務部門ではロイヤリティ比率に関して特段上限を設けてはいない。ロイヤリティ金額が妥当な取引金額や納めるべき税金に適合していない場合に金額の調整を行っている。

## (7) 連合年検

問：2014年から工商局への連合年検が無くなり、年度報告という形式でのネット申告で完了する一方、対外経済貿易合作局、財政局、国税局、地税局、統計局、外為管理局への連合年検が引き続き実施されているが、連合年検が今後どのように簡略化されていくかにつきご教示いただきたい。

答：(市外経貿局) 工商局への連合年検がなくなるわけではなく、報告形式がネット形式に変わることになる。また、今年の3月から対外経済貿易局、財政局、国税局、地税局、統計局、外為管理局の六つの部門でも、ネット申告での連合年検を実施しはじめた。具体的には、①全ての作業はネットで申告する、②紙資料の提出が不要、③企業の各証明書に社印の判子が不要、④ネットで企業の財務諸表をダウンロードすることが可能、⑤企業が申告した資料を社会に公示する。

(市財政局) ①全ての申告と審査はネットでを行い、紙資料の提出が不要、②今後、申告のプロセスを更に簡略化するために、「広州市財政局外商投资企业インターネット申告システム」(“广州市財政局外商投资企业网上直报系统”)と「全国外商投资企业年度运营情况インターネット聯合申告及び共有システム」(“全国外商投资企业年度运营情况网上联合申报及共享系统”)のデータを共有させて、企業が両システムでデータ記入しなければならない現状を改善し、企業の負担を減らす予定。また、申告の簡略化を更に進めるにあたり、日本で参考になる事例があれば教えてほしい。

## (8) 電子通関

問：税関における通関の合理化や短縮化等に向けた最新の政策動向として、電子通関の導入状況や、導入メリットについて具体的にご教示いただきたい(税関当局による外貨管理局とのデータベースの共有や税務局との情報交換など、納税者にどのような合理化の恩恵が期待できるのか、各税関での連携状況など)。

答：(広州海関) 電子通関というのは企業がネットで通関申告書と納税書などの書類を提出し、税関がネットで審査し、通過させる。企業は広州のいかなる通関拠点を自由に選んでネットで申告することができる。これによって、通関の時間を短縮し、費用を下げることができる。また、税関と出入境検閲検疫部門は貨物の申告、検査、通過を全て一回のみで完了させて、企業の負担を減らすよう努力する。もし、税関業務に関する質問などがあれば、税関の公式サイト“中国海关网上服务大厅”またはホットライン“12360”へ連絡いただきたい。または直接に各税関の現場へ連絡いただいても構わない。

(黄埔税関) 税関で手続きが終わったら、関係のデータが自動的に国税局、外貨管理局へ送付されるようになっている。

## (9) 就業許可

問：昨年9月から、就労ビザの取得に当たっての外国人就業許可証の発行基準が厳しくなっている。厳しくなった事例としては、開発要員の駐在者に対して、新駐在者の必要性を再三にわたり確認を受けた、また、60歳以上の駐在者に対しては、日本本社からの派遣の投資者(経営管理者)に限って60歳以上でも就労証はとれるが、一般就労では法律上就労ができない状況となった。そこで、外国人就業許可証発行基準の柔軟な運営について、関連情報があればご紹介いただきたい。

答：(市人力資源社会保障局) まず、外国人が中国で就労するときは、外国人就業許可証を取得しなければならず、その職位と年齢について厳しく要求されている。職位について、特別な必要性があり、

国内で妥当な人材がなく、且つ法律の規定に合わなければならない。年齢については、一般就労者は18歳から60歳までとなっているが、高級管理者ならば60歳以上でも場合によっては許可される。また、ほかに代替できる人がいない技術者の場合も、60歳以上でも許可される。

規定と手続きの詳細については、当局の公式サイト ([www.hrssgz.gov.cn](http://www.hrssgz.gov.cn)) または広州市労働就業服務管理センターの公式サイト (<http://gzjy.gzlm.net>) を確認いただきたい。

### (10) 廃棄物処理

問：企業（工場）からの廃棄物排出量は年間量で申請し、事業活動が好調であった場合は、申請枠を超過する場合があります。その場合、追加申請が認められているが、認可までに非常に時間がかかっている。追加申請の場合も速やかな処理が出来るよう要望するとともに、広州市での排出量の処理能力の向上あるいは広州市以外の業者も使用可能な対応をお願いしたい。

答：（市環境局）企業から固体廃棄物が排出する場合、固体廃棄物管理システム（广州市固体废弃物GIS管理信息系统）で申請をしてから20日間以内に確認を得たうえで処理ができることとなる。処理能力の向上について、広州市危険廃棄物処理センターは既に広東省の承認を得て、処理能力が大幅に向上できた。現在は20類の危険廃棄物、14類の物理化学処理をすることができる。企業としても排出を抑える努力をしてほしい。広州市以外の業者も使用可能である。

詳細については、広州市環境保護局のHP ([http://www.gzepb.gov.cn/wsbs/xzsk/201108/t20110825\\_67469.htm](http://www.gzepb.gov.cn/wsbs/xzsk/201108/t20110825_67469.htm)) を確認いただきたい。

### (11) 派遣工

問：2014年1月14日に、中華人民共和国人力資源和社会保障部は《派遣工使用暫定規定》を本年3月1日より正式に発効させることを発表した。それによると、企業においては、臨時的、補助的、代替的なポストのみで、派遣工の採用が認められ、また、上記三性の派遣工総数は従業員比率の10%以下とし、この率を2016年3月1日までに達成しなければならないと規定されている。しかし、現在の製造業において、派遣工比率を10%以下に引き下げることが、さらなる人件費アップにつながり、中国の競争力を失ってしまう恐れがある。また、2年間の移行期間を許容するとされているが、これも現実的には厳しい状況。広州市としては、この派遣工比率引き下げを促進するため、補助や優遇税制等の支援策を検討しているか。また2年間の移行期間において、段階的目標や広州市の監査・指導等を行う予定はあるか。

答：（市人力資源社会保障局）今年の1月に発表した《派遣工使用暫定規定》では、派遣工のポスト、比率、権益などを明確している。2008年に公布した「労働契約法」には、既に派遣工の給料、保険、福利などに関する規定があったので、《派遣工使用暫定規定》により企業の人件費が上昇することにはならないはずである。また、広州市としては、派遣工比率の引き下げについて、税制上の優遇等は特に考えてない。今年の3月1日から2016年2月末まで、2年間の移行期間があり、この間、派遣工比率は10%を達成できない企業について、改善するように要求するが、処罰はしない。2016年3月以降になったら、企業は規定を遵守しなければならない。

### (12) 工会

問：日本企業が広州市共に発展し行く為の要素のひとつは、工会との長期安定的な信頼関係が重要と考える。日本企業は、工会との信頼関係づくりにかかなりの労力と配慮をしているのが実態。そこで、市政府として、工会への教育、啓蒙などを実施について要望するとともに、現在の実施状況について御教示願いたい。

答：（市総工会）企業の工会への教育の実施状況について、1つ目は、工会の幹部の教育である。市工会には幹部学校、工程学院、文化宮などの教育中心があり、毎年1万人の幹部の教育を実施し、新任の工会主席に対しても研修を実施するとともに、工会幹部間の交流を活発に行わせている。2つ目は、工会会員の教育。毎年1千万元の工会経費を拠出し、1万人の会員の教育を実施している。工会の学校で教育を受けてもいいし、他の学校で教育を受ける場合は、工会から学費の補助金を出す。従業員に法律に則って、理性的に権利を維持するように常に教育している。

以上